

2/23 東

## 労基署に配転計画

先月成立した「働き方改革関連法」に基づき、長時間労働の是正などを進める厚生労働省は、全国の労働基準監督署で企業を監督・指導する監督官を、本年度から三年間で五百七十一人増員する一方、労働者や家族が請求する労災申請に対応する労災担当官を六百六十六人減らす大規模な配置転換を計画していることが分かった。すでに人手不足で労災認定には遅れが出ており、配転が進めば、認定業務にいつそう支障をきたす恐れがある。

=労基署職員から悲鳴②②面

# 人員減で労災認定遅れも 企業の「働き方」監督部署増員

働き方改革関連法では、企業の違法残業などへの監視を強めるため、「監督指導体制の強化」を特に重視。

野党の一部も賛成した付帯決議でも「法令順守を確保するための監督指導徹底が必要不可欠」として、精神疾患の場合は「八か月以内」が目標となる。

監督官の増員を「政府の優先事項として確保」する」とが盛り込まれた。

これを受け、厚労省は本年度から二〇二〇年度までを集中取組期間と定め、同

たのを、二〇年度には千三百人まで減らすとしている。

### 国の公務員削減計画で、

全国三百二十一カ所の労基署の職員はこの五年間で七十五人減る中、監督部署は百十一人増と強化された

労安目安	労基署の労災部署などの配置換え	
	監督部署	労災部署
2017年度	企業の監督・指導・取り締まり 1929(人) ▼ 2500	労災認定業務 1966(人) ▼ 1300
(単位 年間)		

法の趣旨に沿つ形で監督部署を増強する大規模な配置換えを決めた。関係者によると、昨年度の監督部署の職員が千九百一十九人だったのに対し、二〇年度は二千五百人に増やす。その一方で、労災担当部署は昨年度は千九百六十六人だつ

た。他方、労災申請では「仕事で鬱病を発症した」など精神疾患が絡むケースが昨年度は十年前の約一・八倍と大幅に増加。精神疾患の場合、労災認定の判断は「八か月以内」が目標とされるが、労災部署の人手が足りず、これ以上かかるケースが多くある。

厚労省の労働基準局は取材に対し「職員の配置については、一切コメントできない」としている。

厚労省が入る中央合同庁舎  
第5号館=東京・霞が関で

# 「働き方改革」に労基署悲鳴

過労死ゼロや長時間労働の削減を目指す政府の看板政策「働き方改革」。全国の企業への監督・指導徹底のため、労働基準監督署の監督官を増やす半面、労災担当者を3年間で666人も削減する計画が明らかになった。企業への監督・指導は重要だが、労働者が負ったけがや病気が仕事によるものかどうか判断する労災認定が滞れば、労働者やその家族に大きな影響が出る。労基署の担当者の中からは「これでは成り立たない」と悲鳴が上がっている。(片山夏子) =●面参照



「働き方改革を進めると言っているけれど、それを担つ労基署の職員は減らされているのが実情。めちゃくちゃやつらいよ」。ベテラン監督官がつぶやく。

監督官は適切な労働条件が確保されているかチェックし、違反事例を取り締まる。働き方改革関連法の新しいルール徹底や指導のため、監督官は増員されるが、もともと労基署は慢性的な人手不足に悩んできた。全国に企業は約四百万あるが、監督官は二千人ほど。監督の実施率は例年3~4%にとどまる。「取り

が軽くなるわけではない。ある企業が長時間労働がどうか調べる場合でも、記録があるとは限らない。運送会社ならトラックの走行状況、メール、交通機関のプリペイドカードもチェックする。多少、人員が増えたところで、監督部署の負担

は膨大。そもそも無理がある」

ある企業が長時間労働がどうか調べる場合でも、記録があるとは限らない。運送会社ならトラックの走行状況、メール、交通機関のプリペイドカードもチェックする。多少、人員が増えた

ところで、監督部署の負担

全国の労基署の定員は、国の公務員削減計画で、この五年で七十五人減った。その中でも違法な長時間労働撲滅のため、監督官は百十一人増員し、広告大手電通の撤発などの成果も生んだ。だがその分、他部署にしわ寄せがいき、労災認定業務をする担当官は以前から減らされてきた。

今回の厚生労働省の計画で、三年間で労災担当官は三分の二の千三百人まで減る。しかし、二〇一六年度の労災補償の受給者は、新規だけでも約六十二万六千

# 業務成り立たない

## 未処理の山… 監督官も不足



人。申請数はさりに多い。厚労省のある職員は「働き方改革は政府の重要な課題。その方針に基づいてやるしかない。でも労基署の定員が減り、精神疾患など難しい労災案件が右肩上がりの中、工夫してやるといつても…」と頭を抱える。現場はさうに深刻だ。中堅の労災担当官は「監督官を増やせと号令がかかつていることは知っている。現場の事情を無視した対応を迫られ、みんな不安だ。今でも手いっぱいなのに労災担当をこれ以上減らされたら成り立たない」と声を震

2016年11月、電通を家宅捜査した東京労働局の労働基準監督官ら=東京都港区で

させる。「棚に未処理の労災申請書が積まれていると、つらい。仕事ができずにはいる人もいるし、過労死で働き手を失った遺族もいるのだから…」

国の公務員削減で、労災認定業務をする事務官などを採用は来年度から再開されれるものの、十年前から停止。監督官の採用はあつた

ため、監督の資格を持つ人の一部が労災防止や補償業務の一人は「労災業務は専門性が高い。認定するにも不正を見抜くにも、知識や経験がものをいう。その道一筋の事務官の存在が欠かせない」と断言する。しかも今、過労自殺やパワーハラスメントになってしまった調査が複雑で困難な事案も急増している。労災業務の経験がある別の監督官も訴える。「過労死があつたのに認定されないような最悪なことが起きてしまつたら…。監督だけじゃなく、労災も強化してほしいとみんな思っている」

